

福岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(指導監査の目的)

第1条 指導監査は、社会福祉行政の実施機関、社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という）が、社会福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、老人福祉法、生活保護法等関係法令、通知等を遵守し適正な事業運営を実施しているか否かを個別的に明らかにし、必要に応じて法人及び施設に対して是正措置を講じさせるとともに、更にその水準向上のための助言、指導を行うことにより、利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施機関 社会福祉法に定める福祉に関する事務所及び児童福祉法に定める児童相談所
- (2) 社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人
- (3) 社会福祉施設 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設のうち別表に掲げる施設及びその他必要と認める施設

(基本方針)

第3条 指導監査は、国の指導方針を踏まえて、市の福祉行政の方針に基づいて行う。

2 実施機関に対する指導監査は、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく入所措置の決定その他必要な業務について実施する。

3 社会福祉法人に対する指導監査は、法人組織、法人の事業、人事・資産・会計管理の状況等法人運営の全般にわたって総合的に実施する。

また、社会福祉法人の財政的基盤の状況についても把握する。

4 社会福祉施設に対する指導監査は、利用者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施する。

5 指導監査は、その効果的・効率的な実施を図るため、実施計画の策定、監査結果の処理その他実施に関し密接な連絡をとる等事業所管課との十分な連携のもとに行う。

(指導監査の方式)

第4条 指導監査は、実地調査により、次により実施する。

(1) 一般指導監査は、その目的により次の2つの方法で実施する。

ア 定期指導監査

定期的に実施する監査で、別に定める指導監査項目、着眼点及び実施計画に従い行う。

イ 確認監査

指導事項の是正状況等、特に確認するために行う。

(2) 特別指導監査は、必要に応じ、特定の事項について重点的に指導するため行う。

(3) 新設指導監査は、新設された社会福祉法人又は社会福祉施設を対象に、社会福祉法人又は社会福祉施設として遵守すべき基本的事項の指導を中心として実施する。

2 前項の規定にかかわらず、前年度の指導監査結果等から良好に運営されていると認められる社会福祉法人等については、別に定める基準に基づき、定期指導監査の実施周期を延長することができる。

(指導監査班の編成)

第5条 指導監査班は原則として、児童福祉施設についてはこども未来局子育て支援部指導監査課及び事業所管課の、児童福祉施設以外の施設については福祉局高齢社会部事業者指導課及び事業所管課の2名以上をもって編成する。

(指導監査の監査基準)

第6条 指導監査を行うに当たり、指導監査事項についての評価区分を含む監査基準を別に定める。

(指導監査の実施等)

第7条 指導監査を行うに当たり、次の各号の事前準備を行う。

(1) 指導監査の実施に当たっては、社会福祉法人等の長に対し、その期日、指導監査職員の数その他必要な事項を事前に通知する。

(2) 指導監査の実施に当たっては、事前に社会福祉法人等より別に定める必要な書類を提出させ、また、関係機関へ必要事項の照会又は調査を行う。

(3) 指導監査職員は、前回の指導監査の結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期すものとする。

(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、不正な行為がなされた疑いその他問題のある社会福祉法人等に対して特別指導監査を実施するときは、事前の通知等を省略することができる。

2 指導監査の実施に当たっては、次の各号のとおりとする。

- (1) 指導監査は、公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮する。
- (2) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できるだけその発生原因の究明を行う。
- (3) 指導監査終了後、社会福祉法人等の長及び関係職員に対し講評を行い、改善が必要な事項を口頭で指示する。
- (4) 指導監査に際しては、指導監査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(指導監査結果の措置)

第8条 指導監査職員は、帰庁後速やかにその結果について綿密に分析し、問題点を明らかにするとともに、これに対してとるべき措置を検討のうえ、復命書を作成して上司に報告を行う。

2 前項の検討に基づき、是正・改善を要する事項について、当該社会福祉法人等の長に対して、速やかに文書をもって通知する。

3 是正・改善を指示した事項のうち重要なものについては、是正・改善の状況につき期限を付して報告を求めるほか、必要に応じて改善状況等を確認するために確認監査を実施する。

なお、指導監査結果に基づき繰り返し是正改善措置をとるよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされない場合や極めて重大な問題が判明した場合等においては必要に応じて法令等に基づく勧告、公表、処分を行う。処分を行う場合においては、当該社会福祉法人等の長に対して、予め書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

4 各年度の監査終了後、当該年度の指導監査結果をまとめた報告書を作成する。

(関係機関の協力)

第9条 指導監査の実施に際しては、必要に応じて各区保健福祉センターの協力を求めることができる。

(情報の提供)

第10条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令により非開示とされる場合を除き、ホームページによる公開等積極的な提供に努めるものとする。

なお、指導監査結果及び改善状況をホームページに掲載する場合の様式については、別に定める。

(指導監査連絡調整会議)

第 1 1 条 指導監査業務の円滑な推進を確保するため、指導監査連絡調整会議を設置する。

2 指導監査連絡調整会議の設置運営については、別に定める。

(適用除外)

第 1 2 条 第 8 条第 3 項なお書きの規定は、実施機関に対する指導監査には適用しない。

附 則

この要綱は、昭和 5 7 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年6月17日から施行する。

別表

指導監査対象施設

区 分	根 拠 法
第 1 種社会福祉事業の施設	
救護施設	社会福祉法第 7 0 条 生活保護法第 4 4 条
老人福祉施設 (ただし、公設公営を除く。)	社会福祉法第 7 0 条 老人福祉法第 1 8 条
障がい者支援施設	社会福祉法第 7 0 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律第 8 5 条
児童福祉施設	児童福祉法第 4 6 条
第 2 種社会福祉事業の施設	
児童福祉施設 (保育所及び幼保連携型認定 こども園(ただし、公設公営 を除く。)、福祉型児童発達支 援センター、医療型児童発達 支援センター)	児童福祉法第 4 6 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総 合的な提供の推進に関する法律第 1 9 条